

一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めたものです。

本法人の計画は以下のとおりです。

## 社会福祉法人 南陽恵和会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年3月1日から平成31年3月31日
2. 内容

目 標 男性の子育て目的の休暇の取得を促進します。

〈 対 策 〉

平成28年4月～ 育児休業制度の規程やパンフレット等を見やすいところに設置するなど、男性職員が積極的に子供と過ごすための休暇を取得しやすい環境づくりに取り組む。

目 標 育児休業者の代替要員を確保し、育児休業が取得しやすい職場環境づくりを進めます。

〈 対 策 〉

平成28年4月～ 育児休業中は代替要員（派遣含む）を早めに雇入れ、安心して育児休業が取得できるようにする。

目 標 所定外労働が続く職員に対して週1回、ノー残業デーを設定し所定外労働の削減を行います。

〈 対 策 〉

平成28年6月～ 超過勤務や休日出勤が続く職員に対し業務繁忙期を除き、週1回はノー残業デーを設定できるよう、業務の見直しを図ります。